

23 高 建 管 第 1144 号
平成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

建設工事電子競争入札心得の一部改正について（通知）

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退した場合、その時点で低入札調査を中止し、低入札調査資料は徴取しないこと、審査会の審査に付さず指名停止を伴わない失格とする取扱いとしたことに伴い、必要な規定の整理を行う等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 地方自治法施行令の一部改正を踏まえ、入札参加者を電子入札による開札に立ち会わせない取扱いの根拠規定を明記することとしました。

（第5条第3項関係）

（2） 失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退した場合、その時点で低入札調査を中止し、低入札調査資料は徴取しないこと、審査会の審査に付さず指名停止を伴わない失格とする取扱いとしたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。

（第10条第3項第2号及び第13条第2項関係）

（3） その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

建設工事電子競争入札心得

高知県土木部

(趣旨)

第1条 高知県発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）のうち、電磁的記録を用いた競争入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 電子入札によらない競争入札の取扱いについては、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）による。

(電子入札に参加できる者)

第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者

(2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

2 一般競争入札は、開札後に落札者となり得る者（以下「落札候補者」という。）から必要な追加書類の提出を求め、入札参加資格を確認する審査（以下「事後審査」という。）、総合評価方式に係る評価の確認等を行う。ただし、入札公告において別に定める場合はこの限りでない。

(入札保証金)

第3条 電子入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、一般競争入札においては一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日の翌日から開札日の前日までの間に、指名競争入札においては指名通知の翌日から開札日の前日までの間に、電子入札システムの入力画面から入札金額を登録するものとする。ただし、入札実施機関が別の方法によることを指示した場合には、この限りではない。

3 前項の規定によらず、紙の入札書による入札を行う場合は、別に定めるところにより別記第1号様式の入札書を提出しなければならない。

4 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札しなければならない。

5 入札の金額には、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

6 電子入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、既に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。

(入札の基本的事項)

第5条 開札は、公告又は指名通知で定める日時に電子入札システムにより行う。

2 前条第3項の入札については、別に定めるところにより、入札執行者が開封した後入札書記載金額を電子入札システムに入力し、他の登録された入札と併せて開札する。

3 前項の開札には、政令第167条の8第2項の規定に基づき、入札者を立ち会わせないものとする。

4 次の場合には、入札は行わない。

(1) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき

(2) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積内訳書)

第6条 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、入札参加者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした見積内訳書(以下「見積内訳書」という。)の電子ファイルを別に定めるところにより作成し、第4条第2項の登録時に添付して提出しなければならない。電子ファイルによる見積内訳書の添付が困難な場合の取扱いについては、別に定める。

2 前項の一般競争入札において第4条第3項の規定により紙による入札を行う者は、別に定めるところにより、見積内訳書を併せて提出しなければならない。

3 見積内訳書は、別記第2号様式によるものとする。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

(2) 電子入札においてシステムに障害が発生したとき(電子証明書の紛失・破損又は使用機器の不具合等入札参加者の責によるものは除く。)

(3) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、第4条第2項の入札可能期間中は、行った入札を電子入札システムにより辞退することができる。

2 第4条第3項による入札を行った者は、同条第2項の入札可能期間中は、行った入札を別記第3号様式の提出により辞退することができる。

3 第4条第2項又は第3項の入札を行わなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者又は入札を辞退したものとみなされた者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札

(2) 第4条第3項の入札において、入札者の記名及び押印を欠く入札書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額が未記入の入札書若しくは入札の金額の訂正

が行われた入札書により行われた入札
(3) その他、入札の諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。ただし、事後審査においては、第 4 号及び第 5 号を除いて、次条から第 13 条までの規定による落札候補者についてのみ判断する。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第 3 条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
- (3) 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、見積内訳書を提出しない場合
- (4) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をした場合
- (5) 最低制限価格を下回る価格の入札をした場合
- (6) 第 15 条第 2 項のくじに参加しない場合
- (7) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (8) 第 2 条第 2 項の規定により追加書類を提出しない場合

2 前項第 4 号に該当する入札を行った入札者は、入札終了後速やかに、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書を提出しなければならない。

3 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札に関して、次の各号のいずれかに該当する入札者は失格とする。

- (1) 第 13 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行い、契約を締結することが適当でないとされたとき（調査基準価格を下回る価格の入札を行った者から見積内訳書の提出がなかったときを含む。）。
- (2) 第 13 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の調査に協力しないと認められるとき（調査基準価格を下回る価格の入札を行った者から当該調査の辞退の申し出があったときを含む。）。
- (3) 第 16 条第 3 項の規定により当該入札時に届け出た配置予定技術者を別の建設工事競争入札参加のための配置予定技術者として届け出てその入札を落札し、当該配置予定技術者の配置ができなくなったとき。
- 4 政令第 167 条の 10 の 2 第 1 項を適用した一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が白紙又は著しく不適当なものであると判断されるときは、その提案を行った者を失格とする。
- 5 一般競争入札において、事後審査で公告に示した入札参加資格要件を満たさず第 1 項第 1 号により失格と判断された者に対しては、別記第 4 号様式により失格通知を行う。

(落札者の決定方法)

第 11 条 次条及び第 13 条に規定する場合を除き、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（一般競争入札にあっては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法)

第 12 条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（一般競争入札にあっては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

- 2 総合評価方式の落札者は、開札の結果、入札者の価格以外にその施工能力、配置予定技術者の能力その他当該工事（業務）の施工（実施）に必要と認められる事項の評価を入札価格と併せて算定された評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とするができる。
- 3 総合評価方式を適用した入札にあっては、事後審査において第 2 条第 2 項の規定により提出された追加書類を基に落札候補者について入札参加資格の有無を確認するとともに、総合評価方式に係る落札候補者の自己評価を確認して前項の評価値が確定した後に落札者を決定する。

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法）

- 第 13 条** 低入札価格調査制度を適用して調査基準価格を設定し、契約締結の可否を調査のうえ落札者を決定する一般競争入札において、開札の結果、当該調査基準価格を下回る入札を行った者については見積内訳書の内容の調査を行い、調査の結果当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（見積内訳書の内容が別に定める失格基準に該当する場合を含む。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、当該調査を辞退する場合を除き、契約担当者等の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項の調査により落札候補者を選定した後、事後審査において当該落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとする。
 - 4 前項までの規定は、総合評価方式において調査基準価格を設定する場合に準用する。ただし、第 1 項中「政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により」とあるのは「政令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により」と、「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と読み替えるものとする。

（落札決定）

- 第 14 条** 落札となる入札があったときは、直ちに落札者を決定してその旨を通知するとともに、第 24 条により入札結果を公表する。
- 2 落札者が得られない場合又は前条において調査基準価格を下回る入札書がある場合には、その入札の結果を公表する（第 18 条第 1 項又は第 2 項による入札の執行又は随意契約の見積合わせの執行を前提とする場合は、予定価格（事後公表とされたものに限る。）、最低制限価格及び調査基準価格を除く。）。
 - 3 一般競争入札の落札決定は、別に定めるところにより開札後できる限り速やかに行うものとする。

（同額等の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定方法）

- 第 15 条** 落札となるべき同額の入札をした者が、2 人以上あるときは、電子入札システムによるくじを実施し、落札者（一般競争入札にあっては、事後審査で入札参加資格要件有り認められた場合に落札者となる者）を決定する。
- 2 総合評価方式において、落札者となるべき評価値の入札となった者が、2 人以上あるときは、別に通知するところによりくじを実施し、落札者を決定する。
 - 3 入札者は、前項のくじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第 10

条第1項第6号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものと
して取り扱う。

(入札の保留)

第16条 調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき又はやむを得ない事情によるときは、入札
を保留する。

- 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、すべての
入札者に通知しなければならない。
- 3 第1項において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われて入札が保留となったときは、第13
条第2項の調査対象となる者を除く入札者は、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書
等に記載した技術者を別の建設工事競争入札の配置予定技術者として届け出ることができる。

(再度入札)

第17条 開札の結果、入札者全員の入札が予定価格を上回る等により、落札となるべき入札がない場
合であって、初度入札に参加した者のうちで再度の入札に参加できる者があるときは、原則として
開札日の翌日（閉庁日を含まない。）に再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入
札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

- 2 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札においては、再度入札に当たって、入札
参加者は第6条第1項の見積内訳書を提出しなければならない。第4条第3項により初度入札を行
った者で電子入札システムにより再度入札が行えない者は、別に定めるところにより再度入札を行
う。
- 3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- 4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があ
ったものとみなす。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退とみなされた者

(更改入札等)

第18条 入札不調（第5条第4項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入
札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次の
とおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事（業務）に係る入札を行う（以下「更改入札」
という。）。)

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札
を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第5条第4項第1号による入札不
成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難な
ときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行うことが
できる。

(1) 指名競争入札において、入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加
者

(2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認め

られる者

- (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて最低価格（第 12 条第 1 項においては同項において規定する範囲内の価格のうち最低価格、総合評価方式においては最高の評価値）の入札者
- 3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

（契約書の提出等）

- 第 19 条** 落札者は、落札決定の日から 10 日（閉庁日を含む。）以内に土木部建設管理課のホームページからダウンロードした契約書の案及びその他契約の際に必要な帳票により、契約書の案に記名押印し、作成済みのその他必要書類を添えて、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札を辞退したものとして、政令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項の随意契約は、第 11 条から第 13 条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

（現場代理人・技術者届等）

- 第 20 条** 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。
- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。
- 3 前項において落札決定を取り消した場合には、前条第 4 項の規定を準用する。
- 4 前 3 項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

（契約の保証金）

- 第 21 条** 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 落札者は、契約の保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（議会議決案件の契約の確定）

- 第 22 条** 高知県議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）の規定により高知県議会の議決を経た後に知事が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

（異議の申立て）

- 第 23 条** 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条

件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第 24 条 落札又は入札の結果は、別記第 5 号様式による入札記録にとりまとめて公表し、保存する。

附 則

この心得は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

この心得は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この心得は、平成23年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成24年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

（単位：円）

金 額							
(工事番号) 工事名	(第 号)						

備考 1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、住所地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 入札金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載すること。

別 記

第 2 号様式（第 6 条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

見積内訳書

工 事 番 号	
工 事 名	

工 種 等	見 積 金 額（円）									
直接工事費計										
共通仮設費計										
現場管理費計										
一般管理費計										
合 計										

備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木
工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

別 記

第 3 号様式（第 8 条関係）

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

高知県知事

様

住 所

氏 名

印

備考 1 「件名」には工事（業務）名及び工事（業務）番号を記入すること。

2 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職名を記入すること。

別 記

第 4 号様式（第 10 条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

入札失格通知書

平成 年 月 日に開札を行った 工事（ 第 号）の一般競争入札において、下記の理由により入札公告第○の○(○)に規定する入札参加資格要件を満たさないと判断し、あなたを建設工事電子競争入札心得第 10 条第 1 項第 1 号により失格としたので、通知します。

なお、失格理由に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成 13 年 3 月 23 日付け 12 監第 3669 号副知事通知）に基づく理由の説明要求を、入札実施機関に対して文書で行うことができます。

記

入札実施機関

機 関 名

担 当 部 署 名

担 当 者 名

T E L

注 入札参加資格がないとされた公告の規定箇所とその判断理由を具体的に明記すること。

第5号様式（第24条関係）

注 1 委託の場合には「工事番号」は「業務番号」に、「工事名」は「業務名」に改める。

2 調査基準価格を設けた入札の場合には「最低制限価格」は「調査基準価格」に改め、総合評価方式における入札記録の様式は別に定める。

3 落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度適用の場合は、低入札価格調査対象者を含む。）が得られない入札不調の場合であって、更改入札又は随意契約の見積合わせを行うときは、事後公表の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格は明記しない。

建設工事電子競争入札心得新旧対照表

新	旧
<u>(電子入札に参加できる者)</u> 第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。 (1) 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者 (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者 2 一般競争入札は、開札後に落札者となり得る者（以下「落札候補者」という。）から必要な追加書類の提出を求め、入札参加資格を確認する審査（以下「事後審査」という。）、総合評価方式に係る評価の確認等を行う。ただし、入札公告において別に定める場合はこの限りでない。 (入札保証金) 第3条 <u>電子入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）</u>は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。 (入札の方法等) 第4条 省略 2～5 省略 6 <u>電子入札に参加した者（以下「入札者」という。）</u>は、<u>既</u>に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。 (入札の基本的事項) 第5条 省略 2 省略	<u>(入札参加者)</u> 第2条 電子入札に参加できる者（以下「<u>入札参加者</u>」という。）は、次のとおりとする。 (1) 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者 (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者 2 一般競争入札は、開札後に落札者となり得る者（以下「落札候補者」という。）から必要な追加書類の提出を求め、入札参加資格を確認する審査（以下「事後審査」という。）、総合評価方式に係る評価の確認等を行う。ただし、入札公告において別に定める場合はこの限りでない。 (入札保証金) 第3条 <u>入札参加者</u>は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。 (入札の方法等) 第4条 省略 2～5 省略 6 <u>入札参加者</u>は、<u>すでに</u>行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。 (入札の基本的事項) 第5条 省略 2 省略

3 <u>前項の開札には、政令第167条の8第2項の規定に基づき、入札者を立ち会わせないものとする。</u> 4 省略 <u>(公正な入札の確保)</u> <u>第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</u> 第6条 省略 (入札の取りやめ等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は<u>当該入札参加者</u>を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。 (1)～(3) 省略 (入札の辞退) 第8条 <u>入札者</u>は、第4条第2項の入札可能期間中は、行った入札を電子入札システムにより辞退することができる。 2～4 省略 (無効の入札) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。 (1) 省略 (2) 第4条第3項の入札において、<u>入札者</u>の記名及び押印を欠く入札書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額が未記入の入札書若しくは入札の金額の訂正が行われた入札書により行われた入札 (3) 省略 (失格の入札)	3 <u>入札参加者は、前項の開札に立会することができない。</u> 4 省略 第6条 省略 (入札の取りやめ等) 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は<u>当該入札者</u>を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。 (1)～(3) 省略 (入札の辞退) 第8条 <u>入札参加者</u>は、第4条第2項の入札可能期間中は、行った入札を電子入札システムにより辞退することができる。 2～4 省略 (無効の入札) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。 (1) 省略 (2) 第4条第3項の入札において、<u>入札参加者</u>の記名及び押印を欠く入札書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額が未記入の入札書若しくは入札の金額の訂正が行われた入札書により行われた入札 (3) 省略 (失格の入札)
--	--

第10条 省略 2 省略 3 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札に関して、次の各号のいずれかに該当する<u>入札者</u>は失格とする。 (1) 第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行い、契約を締結することが適当でないとされたとき（調査基準価格を<u>下回る価格の入札</u>を行った者から見積内訳書の提出がなかったときを含む。）。 (2) 第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の調査に協力しないと認められるとき（<u>調査基準価格を下回る価格の入札を行った者から当該調査の辞退の申し出があったときを含む。</u>）。 (3) 省略 4・5 省略 （調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法） 第13条 省略 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、<u>当該調査を辞退する場合を除き、契約担当者等</u>の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。 3・4 省略 （入札の保留） 第16条 省略 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、すべての<u>入札者</u>に通知しなければならない。 3 省略 （再度入札） 第17条 省略 2・3 省略 4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思	第10条 省略 2 省略 3 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札に関して、次の各号のいずれかに該当する<u>入札者</u>は失格とする。 (1) 第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行い、契約を締結することが適当でないとされたとき（調査基準価格を<u>下回る入札</u>を行った者から見積内訳書の提出がなかったときを含む。）。 (2) 第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の調査に協力しないと認められるとき。 (3) 省略 4・5 省略 （調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法） 第13条 省略 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、<u>契約担当者等</u>の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。 3・4 省略 （入札の保留） 第16条 省略 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、すべての<u>入札参加者</u>に通知しなければならない。 3 省略 （再度入札） 第17条 省略 2・3 省略 4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思
--	--

<u>表示があったものとみなす。</u> 5 省略 附 則 この心得は、平成22年1月15日から施行する。 この心得は、平成22年4月1日から施行する。 この心得は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。 <u>この心得は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。</u> 別 記 第5号様式（第24条関係） 省略 注1・2 省略 3 <u>落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度適用の場合は、低入札価格調査対象者を含む。）が得られない入札不調の場合であって、更改入札又は随意契約の見積合わせを行うときは、事後公表の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格は明記しない。</u>	があったものとみなす。 5 省略 附 則 この心得は、平成22年1月15日から施行する。 この心得は、平成22年4月1日から施行する。 この心得は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。 別 記 第5号様式（第24条関係） 省略 注1・2 省略 3 <u>落札者又は落札候補者が得られなかった入札では、予定価格及び最低制限価格（調査基準価格）は明記しない。</u>
---	---